

《保護者と教職員の会』

規約・細則・運営の手引き

お子さんが卒業するまで大切に保管してください。

目 次

印西市立原小学校保護者と教職員の会 規約	- 2 -
印西市立原小学校保護者と教職員の会 細則	-4-
組織図	- 6 -
保護者会の仕事	- 7 -
事務局	-8-
学年委員会	- 9 -
地区委員会	- 9 -
家庭教育学級運営委員会、卒業対策委員会	-10-
周年記念企画委員、係の活動	-11-
総会	-12-
連絡会	-13-
書面議決について	-14-

~ 印西市立原小学校保護者と教職員の会 規約 ~

- **1.名 称** この会は印西市立原小学校保護者と教職員の会と称し、事務局を同校に置きます。
- 2. 会 員 この会の会員は本校の全保護者と全教職員により構成します。
- 3.目 的 (1) 児童の健全育成をはかるため会員の教養を高め相互の理解を深めます。
 - (2) 保護者と教職員が協力して児童に関わる諸問題について協議し、生活・ 教育環境の向上に努めます。
- 4. 方針と活動 (1) この会は自主独立の民主的団体として活動します。
 - (2) 児童の健全育成に関係ある諸団体と協力します。
 - (3) 営利的・政治的・宗教的なことには関与しません。
 - (4) 児童をとりまく諸問題について関係機関に要望することができます。
- 5. 仕組み この会の目的を達成するための中心的な活動の場として、学級保護者と担任で 学級会を構成します。また目的を遂行するために次の機関を置きます。 組織はP6「組織図」のとおりとします。
 - (1)総会
 - (2) 連絡会
 - (3)事務局
 - (4) 学年委員会
 - (5) 地区委員会
 - (6) 家庭教育学級運営委員会
 - (7) 卒業対策委員会
 - (8) 周年記念企画委員会

総会・連絡会については「規約6」および「細則2」に、その他の機関については「細則1」に定めることとします。

- 6. 議決機関 この会の議決機関として次の会議を置きます。
 - (1) 総会
 - 1) 全会員で構成し、この会の最高議決機関です。年度初めに定期総会を 開き、会員の1/5以上または、連絡会が要求したときは臨時総会を 開くことができます。
 - 2) 総会の成立定数は構成会員数(世帯単位)の2/3以上とし、委任状 を認めます。議決決定数は出席者の過半数の同意を必要とします。 ただし、規約・細則の改廃については別途定めることとします。
 - (2) 連絡会
 - 1) 総会に次ぐ議決機関で、会員の承認を受けます。
 - 2) 校長先生、事務局本部、学年・地区委員会の代表と副代表、家庭教育学級 運営委員会と卒業対策委員会の代表で構成し、事務局が招集します。
 - 3) 緊急を要する重要事項については、連絡会構成委員数の過半数の同意をもって専決することができます。ただし事務局の議決権は、学年・地区委員会と同様、代表1名・副代表2名の3票とします。

- **7. 会** 計 (1) この会の会計は、会費その他の収入をもってあてます。 会費は世帯単位で集金します。
 - (2) 会計監査を行うために監査役をおきます。
- 8. 細 則 この会の運営の適正、円滑をはかるため、各種の細則を定めます。
- 9. 改 廃 (1) 規約・細則の改廃については連絡会で協議・調整し総会に提案します。
 - (2) 規約・細則は、総会出席者の2/3以上の賛成によって改廃することができます。
- 10. 附 則 この会則は平成10年4月1日から発効します。

改正/平成10年5月 改正/平成12年3月 改正/平成27年4月 改正/平成29年4月 改正/令和6年4月 改正/令和6年5月

~ 印西市立原小学校保護者と教職員の会 細則 ~

1. 仕組み

(1) 事務局

- 1) 保護者会活動に伴う諸問題を調整し、原案をたて、連絡会に提案します。 更に、会員の代表となり他の団体との連絡役および交渉役となります。
- 2) 各学級より選出した1名と教頭先生で構成します。
- 3) 代表1名、副代表2名、会計2名、議長1名、書記1名を決めます。
- 4) おはなしダンボや子どもの安全に関する活動を行います。
- 5) 次年度の役員の選出、とりまとめを行います。
- 6) 任期は1年とし、再選は妨げません。
- 7) 欠員がでた場合は、必要に応じて補充します。

(2) 学年委員会

- 1) 保護者と教職員が児童を取り巻く様々な問題について話し合い、学び合うためのパイプ役として活動します。
- 2) 学年・学級間の情報交換、連絡調整を行います。
- 3) 各学級より選出した2名の学年委員で構成します。
- 4) 代表1名、副代表2名を決めます。
- 5) ベルマーク作業のとりまとめを行います。
- 6) 任期は1年とし、再選は妨げません。
- 7) 欠員がでた場合は、必要に応じて補充します。

(3) 地区委員会

- 1) 児童を取り巻く環境づくりと地域における児童の健全育成のために、学校と地域の連携をはかり、それに関わる活動のとりまとめを行います。
- 2) 各学級より選出した2名の地区委員で構成します。
- 3) 代表1名、副代表2名を決めます。
- 4) 任期は1年とし、再選は妨げません。
- 5) 欠員がでた場合は、必要に応じて補充します。

(4) 家庭教育学級運営委員会

- 1) 教頭先生のもと、1年生児童の健全育成のために保護者に向けてさまざまな取り組みを企画し、それに関わる活動をします。
- 2) 1年生各学級より選出した1名の家庭教育学級運営委員で構成します。
- 3) 代表1名、副代表1名を決めます。
- 4) 任期は1年とし、再選は妨げません。
- 5) 欠員が出た場合は、必要に応じて補充します。

(5) 卒業対策委員会

- 1) 教頭先生のもと、卒業に向けてさまざまな取り組みを企画しそれに関わる活動をします。
- 2) 6年生各学級より選出した1名以上の卒業対策委員で構成します。
- 3) 代表1名、副代表2名を決めます。
- 4) 任期は1年とし、再選は妨げません。
- 5) 欠員が出た場合は、必要に応じて補充します。

(6) 周年記念企画委員会

- 1) 原小学校創立に関わる記念行事の際、学校の要請により必要に応じた準備期間を設け、外部と連携してさまざまな取り組みを企画し、それに関わる活動をします。
- 2) 全会員より立候補を募り、周年記念企画委員で構成します。
- 3) 代表1名、副代表2名を決めます。
- 4) 活動内容の都合上、任期期間を2年程度とします。
- 5) 欠員が出た場合は、必要に応じて補充します。

2 議決機関

- (1) 総会では次の事項を行います。
 - 1) 前年度の活動および決算、会計監査の報告・審議・承認
 - 2) 新年度の活動計画および予算の審議・承認
 - 3) 事務局および連絡会、会計監査の承認
 - 4) その他、会則の改廃等重要事項の審議・承認
 - 5) 企画委員会の予算残金への対応
- (2) 連絡会では次の事項を行います。
 - 1) 各委員会で話し合われたことを持ち寄り、各委員会の独自性を尊重しながら、全体の調整をはかります。
 - 2) 月1回程度の話し合いをもつこととします。

(3) 議長

- 1) 総会の議長は互選によります。
- 2) 連絡会の議長・書記は事務局が専任します。

3. 書面議決

(1) 書面議決のみで決議する場合は、構成会員数(世帯単位)の2/3以上で成立する ものとし、提出数の過半数で議案は可決するものとします。

4. 会計および会計監査

- (1) 会計
 - 1) 事務局より2名を選出し、この会の運営をするための経理事務を行います。 ただし、任期は2年を限度とします。
 - 2) 会費は月額300円とし、納入は原則年1回5月とします。 会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わります。 転入の場合、会費は月割りで納入します。転出の場合、会費は月割りで返金 または寄付が選択できます。
- (2) 会計監査

会員より2名選出し、その年度の会計を監査します。

5. その他

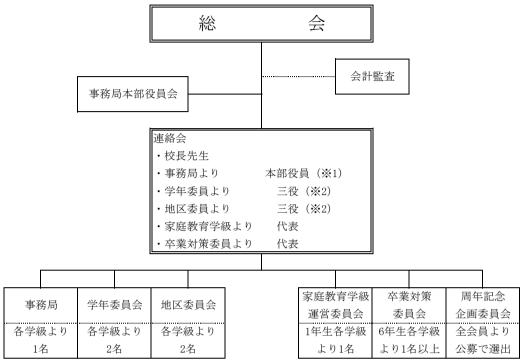
(1) 活動に関する会費の使用については、全会員参加を前提とするものに限ります。

6. 附則

(1) 弔慰金は会員および児童の死亡の場合一律5,000円とします。

改正/平成11年5月 改正/平成12年3月 改正/平成12年5月 改正/平成16年4月 改正/平成17年4月 改正/平成27年4月 改正/平成27年4月 改正/平成27年4月 改正/平成29年4月 改正/令和2年7月 改正/令和4年4月

組織図



※1. 本部役員(代表1名、副代表2名、会計2名、議長1名、書記1名、教頭先生)※2. 三役(代表1名、副代表2名)

保護者会の仕事

保護者会には、事務局・学年委員会・地区委員会の 大きな3つの柱と、家庭教育学級運営委員会・卒業 対策委員会・周年記念企画委員会の3つの支えがあ ります。

学級単位もしくは全会員よりそれぞれの委員を決めますが、その他に保護者会活動に関わるお手伝いもあります。子供たちがより良い充実した学校生活を送ることができるよう、会員同士の助け合いのもと多くの方に委員として保護者会の活動に参加していただくために、お子さんが在籍する6年間に1回は委員を引き受けていただくようお願いをしています。みんなで仕事を分担し協力し合いましょう。

※役員10年免除制度

事務局本部、各委員三役(家庭教育学級委員、卒業対策委員は代表のみ) を引き受けた方は2023年度から『役員10年免除制度』の対象になります。 (例:2023年度に務めた者は、翌年2024年から2033年まで免除)

◆3つの柱の「委員」◆

◆3つの支えである「委員」◆

・家庭教育学級運営委員 ・・・・ 1年生各学級より1名・卒業対策委員 ・・・・ 6年生各学級より1名以上

・周年記念企画委員 ・・・・・ 全会員より公募

事 務 局

各学級より1名と教頭先生

◆事務局

事務局は会員の代表として、保護者会全体の運営にあたります。 全学年の事務局が集まり、活動の報告や連絡等を行います。 事務局の本部を決めます。(下の【本部】参照) 代表を中心に活動案・予算案について話し合い、案を連絡会に

出します。案をもとに連絡会で総会資料を作成します。

◆事務局の活動内容

運動会補佐、芸術鑑賞会の企画・運営、学校行事のお手伝い等をします。 本部役員(代表1名、副代表2名、会計2名、議長1名、書記1名)を決めます。 次年度の総会まで活動します。また、総会前に新年度の事務局、学年委員、地区委員を 選出します。選出後引き継ぎをします。定期総会へ向けて活動のアンケートをもとに、 保護者会主催活動を検討し、予算案も合わせて検討します。

- 連絡会の招集・運営
 - →必要に応じて連絡会を開きます。 事務局本部は連絡会に出席することができ、議長・書記を専任します。
- ・事務局定例会の開催(必要に応じて)
- →連絡会の準備をします。提案する議題等について協議し資料等の作成または作成 の依頼をします。
- ・おはなしダンボ、交通安全指導
- →おはなしダンボのスケジュール、担当のとりまとめを行い、活動メンバーに連絡します。 →交通安全指導の担当表を作成し、事務局メンバーに連絡します。
- 広報「なのはな」
 - →「なのはな」だよりを作成します
- ・保護者と教職員の会会費の集金・管理
 - →本部会計2名で行います。
- ・会員名簿の管理・次年度役員選出のとりまとめ・備品の管理・保護者会主催行事の運営 →本部が中心となり、必要に応じて事務局全員で活動します。

【本部

*代表(1名)、副代表(2名)、会計(2名)、議長(1名)、書記(1名)、教頭先生

・代 表・・・・ 会の代表として、対外的な業務等を行います。また他の団体と の交渉をします。学校行事来賓挨拶、さわやかコミュニティ推進委員会参加、 学警連総会等。会全体の発行文書について確認を行います。

・副代表・・・・・ 備品発注・管理と発行文書や資料の管理等をします。 代表のサポートを行います。

・会 計・・・・・ 保護者会会費の集金・管理をします。学級ごとに集まった会費 をまとめて管理します。会計2名を専任します。

・議長・・・・・ 連絡会の招集連絡や議事進行、議事録の確認を行います。

・書 記・・・・・ 定例会や連絡会の議事録の作成依頼、管理をします。

また、本部会の議事録を作成します。

・教頭先生・・・・ 保護者と教職員との連携を図ります。

学年委員会 各学級より2名

◆学年委員会

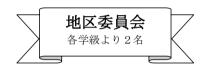
全学年の学年委員が集まり、学級や各学年間の連絡や情報を交換します。 学年委員会の代表1名・副代表2名を決めます。

代表を中心に学年委員会の活動案・予算案について話し合い、案を連絡会に 出します。案をもとに連絡会で総会資料を作成します。

また、ベルマーク関係の集計をし、発送します。

◆学年委員の活動内容

- ・学級の意見をまとめ学年委員に報告します。
- ・学年および学級行事を必要に応じてサポートします。
- ・ベルマークに関係する活動をします。
- →ベルマーク・テトラパック・インクカートリッジの集計・発送作業
- →ベルマーク新聞の発行等
- 学年委員会の定例会
- →全学年委員が対象で、活動報告や対策会議を行います。(年3~4回)
- ・代表と副代表は連絡会に出席します。



◆地区委員会

全学年の地区委員で、校外を主とした活動を行います。

地区委員会の代表1名・副代表2名を決めます。

代表を中心に地区委員会の活動案・予算案について話し合い、案を連絡会に 出します。案をもとに連絡会で総会資料を作成します。

◆地区委員の活動内容

- ・放課後の校外パトロール
- →パトロールの日程とコースを決めます。
- →パトロールをとおして、原小児童や近隣地区の児童の見守りを行います。
- ・こども110番
- →学区内建屋を対象とした、こども110番のステッカーと看板の配布・回収を行います。 学校と連携し、必要に応じて対応します。
- 学校行事
- →必要に応じてサポートします。
- 地区委員会の定例会
- →全地区委員が対象で、活動報告や対策会議を行います。 (年3回程度)
- 連絡会
- →代表と副代表は、連絡会に出席します。(月1回程度)

家庭教育学級運営委員会

1年生各学級より1名と教頭先生

◆家庭教育学級運営委員会

1年生各学級から選出された後、家庭教育学級運営委員会の代表1名・副代表1名を 決めます。教頭先生のもとで、代表を中心に年間スケジュールを決定し、 外部との連携を図り、活動します。

◆家庭教育学級運営委員会の活動内容

- ・年度初めには年間学習計画書 (7~8回) の作成をし、印西市教育委員会からの予算をもとに予算書の作成を行います。
- ・学習記録の作成・提出をします。
- ・年度末には年間学習報告書の作成をし、修了者表彰等をします。
- ・1年生の保護者を対象とします。
 - →学習会の開催の企画、準備、当日の運営、活動報告の原稿をとりまとめ、作成し 発行します。
- ・代表は連絡会に出席します。

卒業対策委員会

6年生各学級より1名以上と教頭先生

◆卒業対策委員会

6年生各学級から1名以上選出された後、卒業対策委員会の代表1名・副代表2名を 決めます。教頭先生と6学年担任のもとで、代表を中心に年間スケジュールを 決定し活動します。

◆卒業対策委員会の活動内容

- ・年度初めには年間計画書と予算書の作成をし、6年生保護者からの集金を 行います。
- ・6年生とその保護者を対象とします。
- ・代表は連絡会に出席します。

周年記念企画委員会

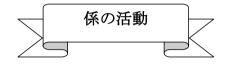
全会員より公募

◆周年記念企画委員会

原小学校創立に関わる記念行事の際、学校の要請により準備期間を設定して全会員より立候補を募ります。選出された後、周年記念企画委員会の代表・副代表を決めます。代表を中心に周年記念企画委員会の活動案・予算案について話し合います。活動の都合上、任期期間を2年間程度とします。

◆周年記念企画委員会の活動内容

- ・原小学校の周年記念行事の企画、準備、当日の運営等を行います。
- ・活動報告の原稿をとりまとめ、作成し発行します。
- ・周年記念企画委員会の定例会に出席します。
- ・代表1名と副代表2名を決め、代表が報告に該当する月の連絡会に出席します。



◆交通安全指導係

- ・学期始めの登校時間に、通学路の横断歩道で行います。
- ・メンバーのとりまとめは、事務局が行います。

◆有価物回収

- ・紙類・牛乳パックの回収は続けます。(昇降口階段下)
- ・回収のとりまとめは環境委員会(児童)が行います。



◆総会について

総会は保護者会の最高決議機関です。その年に保護者会で行う活動や、皆さんから集めた会費の使い道など、重要な事項を決めるために開かれます。また、定期総会では、前年度の活動報告や会計監査報告も行われます。保護者全員(全会員)に関わってくるものですので、都合をつけて出席しましょう。

◆定期総会の流れ

「事前準備]

事務局が中心となり総会の準備をします。

総会前までに「議案書」 (総会で決議する事項についての書面) が配られます。決められた日までに委任状を提出します (出席の方には当日お返しします)。また、内容をよく読んで質問や意見のある人は、決められた日までに提出します。

[当 日]

まず出席者の中から議長を選び、議長が書記を任命します。

出席者の数と委任状の合計が、構成会員(1世帯1票)の2/3を超えれば、この総会は成立されます。

出された議案の順に、1つずつ挙手にて決を採ります。

- ・委任状の扱いについては、事務局にて検討し議案書に記載する。
- ・総会出席者の議決権を持っている人の過半数の賛成で可決されます。
- ・規約・細則の改廃に関わる議案については、出席者の2/3以上の賛成で可決されます。
- ・動議(その場で急に出た議案)が出された場合は議長が判断します。
- ・動議の扱いについては、総会の議事進行の前に、議長が説明します。

◆臨時総会が開かれる場合

会員の1/5以上が要求したときと連絡会が要求したときに開くことができます。 規約・細則の改廃は総会ではかる必要がありますので、年度途中で改正する場合は 臨時総会を開かなくてはなりません。

連絡会

校長先生・事務局(本部) 学年委員(代表・副代表) 地区委員(代表・副代表) 家庭教(代表)、卒対委員(代表)

◆連絡会について

月1回程度(必要に応じて増減)、校長先生、事務局本部、学年・地区委員会の代表と副 代表、家庭教育学級運営委員会と卒業対策委員会の代表が集まって、いろいろな話し 合いをします。事務局が招集します。

周年記念企画委員会は、必要に応じて連絡会に参加します。

「議題〕

各委員会からの活動報告や提案、活動をしていく中での問題点などについて話し合います。また、総会でいただいたご意見についても話し合います。

次年度の保護者会に関わる活動のアンケート(事務局が実施)の結果について話し合い、活動案として総会に提案します。

その他、保護者会の運営に関わる諸問題等について話し合います。

◆連絡会の権限について

- ・連絡会は総会に次ぐ議決機関です。
- ・連絡会は緊急の問題が起こったときには、会員にはからずに決めることができます。 (これを「専決」といいます)。そのため、連絡会のメンバーは全員が総会で承認 を受けます。各委員会で代表1名と副代表2名を決めるのはこのためです。
- ・事務局本部は連絡会に出席しますが、決を採るときは事務局も学年・地区委員会 と同じように、代表・副代表の3名だけしか議決権を持つことはできません。
- ・欠席の場合、代理は認めず(承認を受けていない為)委任状を提出してもらいます。
- ・議長・書記は事務局が選任します。

書面議決について

◆書面議決

総会等で提案、審議し採決するのではなく、書面で行う方法です。

[書面議決で採決される場合]

- ・全会員の2/3以上の提出で成立します。
- ・提出数の過半数で可決されます。

「どのような場合に書面議決をとるか」

- ・総会で審議決定できなかった事項で、総会後に書面議決を採用することに決まった 場合。
- ・連絡会で審議した結果、専決せずに全会員にはかった方がよいと判断した場合。
- ・企画が提案された場合。
- ・総会の開催が難しいと判断された場合。

改正/平成1 4年度 改正/平成1 5年度 改正/平成1 6年度 改正/平成1 7年成 1 7年成 1 9年年度 改正/平成 2 1年年 文正/平成成 2 4年年 文正/平成成 2 8年年度 改正/平成成 2 8年年度 改正/平成成 3 4年年度 改正/令和 3年度度 改正/令和 5年度